

賃上げにかかる調査・検証について

令和6年6月14日

医療機関等における賃上げの実施状況の把握について

【附帯意見(抜粋)】

2 看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種を対象とした賃上げに係る評価について、各医療機関における賃上げが適切に実施されているか、実態を適切に把握した上で、検証を行うこと。また、40歳未満の勤務医師及び勤務歯科医師並びに薬局の勤務薬剤師、事務職員や歯科技工所で従事する者等についても賃上げの実態を適切に把握した上で、検証を行うこと。

【関係する改定内容】

- ①ベースアップ評価料の新設
- ②初再診料、入院基本料等の引き上げ

【把握の方法案】

①医療機関の賃上げ状況の把握

- ・看護職員等の医療関係職種の賃上げ状況
- ・40歳未満の医師・歯科医師、事務職員の賃上げ状況

→ ベースアップ評価料の賃金改善計画書・賃金改善実績報告書等により把握

②歯科技工所の賃上げ状況の把握

→ 関係団体とも連携しつつ別途、把握

③薬局に対する調査

→ 関係団体とも連携しつつ別途、把握

※ 入院料の通則の見直しの影響については入院・外来医療等の調査で実態を把握してはどうか。